

がんの5年予後調査について

がん診療連携拠点病院の整備指針では、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）に即して院内がん登録を実施することが定められています。

また、院内がん登録の実施に係る指針では、病院の管理者は、法第二十条に基づき、都道府県知事に対し、当該病院が届け出たがんに係る都道府県がん情報の提供を請求することができることとされていることを踏まえ、登録対象者について、適宜、生存の状況を確認することとされています。

名古屋市立大学病院では、国立がん研究センターが実施する「院内がん登録予後調査支援事業」に参加した結果を受け、5大がん（胃、大腸、肝、肺、乳房）と当院で症例数の多い前立腺癌をあわせた6つのがんに関する5年予後調査を報告します。

計算対象

【腫瘍部位全患者】

5大がん及び前立腺癌の症例のうち、UICC(国際対がん連合)で定められたTNM分類を用いて病期(ステージ)判定の対象とされている癌腫(cancer)に限定しています。同部位で発生した悪性腫瘍であっても肉腫(sarcoma)やリンパ腫(lymphoma)等といった癌腫以外の悪性腫瘍は含まれていません。

【集計対象】

癌腫(cancer)に限定した「腫瘍部位全患者」のうち、以下の理由等で計算から除外される症例を指します。

- ・医療機関で把握している患者住所の住民票から転出や死亡があり、除票(法令上の保存期間5年が経過)された症例
- ・医療機関で把握している患者住所から複数回の転居をされており、住民票の追跡ができなかった症例

用語解説

【 Kaplan-Meier法】

イベント(死亡)が発生するまでの生存時間分析の手法です。

診断時の患者さんの生存率を100%とした場合に、横軸に示された時間経過とともに何%の患者さんが生存中であるのかを縦軸から読み取ることができます。

【実測生存率】

死因に関係なく、すべての死亡を計算に含めた生存率です。

当院で実施している院内がん登録に登録した患者さんを集計していますが、亡くなった死因ががんではない場合も含まれています。